防災・減災地域共同活動支払交付金実施要領

制定　令和７年 12 月 16 日付け７農振第 2141 号
農林水産省農村振興局長通知

第１　本交付金に係る事業の実施方法

１　対象農用地

（１）対象農用地の区分

防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱（令和７年12月16日付け７農振第2139号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙１の第３の対象農用地の区分は、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年４月１日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「多面支払実施要領」という。）第１の１の（１）に定めるとおりとする。

（２）対象農用地の面積の測定

要綱別紙１の第３の対象農用地の面積の測定は、多面支払実施要領別記１－１に定めるとおりとする。

（３）一団の農用地

要綱別紙１の第３の一団の農用地は、原則として、一集落の区域以上の農用地とする。

２　対象活動

（１）都道府県知事は、要綱別紙１の第２で定める対象組織が行う田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等（以下「防災・減災地域共同活動」という。）について、別記１－１の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記１－２の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱別紙２の第１の３に規定する本交付金の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定することができる。

（２）（１）の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設及び活動が、国が定める活動指針又は地域活動指針に基づくものであることが困難な場合には、市町村長は当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

（３）（２）の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び要綱別紙１の第４の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

（４）市町村長は、（２）の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の（１）により適用内容の確認を行うものとする。

３　事業計画

（１）要綱別紙１の第５の（１）の事業計画書の様式は、様式第１－２号とする。

（２）対象組織が農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払交付金）、第３号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第４号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙１の第５の（１）の事業計画は、それらの事業と併せて作成することができる。

４　活動計画

要綱別紙１の第５の（２）の活動計画書の様式は、様式第１－３号により作成し、その内容については、次の事項に留意して作成する。

（１）要綱別紙１の第５の（２）のイの活動期間は、対象組織が作成した多面的機能支払交付金の活動計画書（多面支払実施要領様式第１－３号）に定めた活動期間内の期間とする。

（２）要綱別紙１の第５の（２）のウの交付金額には、要綱別紙１の第６の２の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額を記載する。

（３）要綱別紙１の第５の（２）のエの位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び施設を図示する。

（４）要綱別紙１の第５の（２）のオの実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。

（５）要綱別紙１の第５の（２）のカの保全管理する区域内に存在する集落数には、農林業センサスにおける農業集落数を計上する。

（６）多面支払実施要綱別紙２の第２の１の（３）及び２の（４）の対象組織については、多面支払実施要領第１に規定する農地維持支払交付金（以下「農地維持支払交付金」という。）の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う旨を記載する。

（７）多面支払実施要綱別紙２の第２の２の（４）の対象組織のうち、資源向上活動（長寿命化）を行う対象組織については、（５）に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

５　防災・減災整備計画

（１）要綱別紙１の第５の（３）の要件は、別記１－１及び別記１－２に定めるとおりとする。

（２）要綱別紙１の第５の（３）の防災・減災整備計画書は様式第１－４号により作成する。

６　環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙１の第５の（６）のアの(ｵ)の環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第１－６号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

７　事業計画の認定

（１）要綱別紙１の第５の（４）のアの事業計画書の提出は、様式第１－１号により市町村長に提出するものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第１－１号から様式第１－５号までを対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。

（２）要綱別紙１の第５の（４）のアの(ｴ)の工事に関する確認書の様式は、様式第１－５号とする。

（３）要綱別紙１の第５の（４）のイの認定の通知の様式は、多面支払実施要領様式第２－２号とする。

（４）要綱別紙１の第５の（４）のエの事業計画の概要の様式は、多面支払実施要領様式第２－14号とする。

８　事業計画の変更

（１）要綱別紙１の第５の（５）のアの事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。

（２）要綱別紙１の第５の（５）のアのその他の事項の変更に関する届出は、変更があった年度の要綱別紙１の第５の（７）の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事業計画等を添え、いずれか早い期日に市町村長に提出するものとする。

（３）要綱別紙１の第５の（５）のイの防災・減災整備計画書の変更認定申請は、変更があった防災・減災整備計画書を市町村長に提出するものとする。

（４）要綱別紙１の第５の（５）のイのその他の変更に関する届出は、変更があった年度の要綱別紙１の第５の（７）の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日に、変更があった防災・減災整備計画書を市町村長に提出するものとする。

（５）要綱別紙１の第５の（５）のウの事業計画の変更の認定通知の様式は、多面支払実施要領様式第２－２号とする。

（６）要綱別紙１の第５の（５）のオの事業計画の概要の様式は、多面支払実施要領様式第２－14号とする。

９　活動の実施

（１）対象活動期間

本交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の４月１日以降に実施した防災・減災地域共同活動を支援の対象とする。

（２）防災・減災のための活動等の実施方法

対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合、直営施工又は外注によって対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　直営施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等につい

て細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ　外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。なお、防災・減災地域共同活動の対象とする施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従って、検査を行うものとする。

（３）会計経理の適正化

要綱第20の４の対象組織の代表者が金銭の出納を行う際に用いる金銭出納簿は、様式第１－７号により作成すること。

（４）事務の委託

対象組織は、本交付金に係る事務の一部を委託することができる。

（５）交付金の融通

市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第１の２の（３）に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙１の第６の１に定める交付額によらないものとする。市町村長は、当該措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

なお、当該措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は、都道府県知事の承認を受けるものとし、当該措置が複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

10　助成措置

本交付金の交付対象となる経費は、次の表のとおりとする。

区　分	経　　費
工事費	本交付金の対象となる施設（以下この表において「対象施設」という。）の防災・減災のための補修・更新等の工事等に必要な経費、積立費用
調査・設計費	対象施設の防災・減災のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の防災・減災のための活動に必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料　等）

11　実施状況の報告

要綱別紙１の第５の（７）の実施状況の報告は、以下のとおりとする。

（１）市町村が定めた期日までに様式第１－８号又は様式第１－９号の実施状況報告書に、金銭出納簿その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。

（２）要綱別紙１の第５の（７）のイの広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記１－４様式第１号に定めるとおりとする。

12　実施状況の確認

確認実施状況の確認の方法等については、別記１－３に定めるとおりとする。

13　抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して 17 の証拠書類等について検査を行う。

14　交付金の精算

（１）対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち（２）に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。

（２）対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあっては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて防災・減災地域共同活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づく場合に限る。

（３）市町村長及び都道府県は、（２）の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（４）市町村長は、（１）又は（３）により対象組織から本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成額を国に返還するものとする。

15　交付方法

（１）国は、都道府県からの申請に基づき、要綱別紙１の第６の２の合計額の範囲内で都道府県に本交付金を交付する。

（２）都道府県は、本交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙１の第６の２の合計額の範囲内で市町村に本交付金を交付する。

（３）市町村は、防災・減災地域共同活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙１の第６の２の合計額の範囲内で対象組織に本交付金を交付する。

16　事業実績の報告等

（１）事業実績の報告

ア　要綱別紙１の第８の１の（１）の報告は、様式第２－３号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ　要綱別紙１の第８の１の（２）の報告は、様式第２－４号により作成し、当該事業を実施した翌年度の５月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

（２）実施状況の報告

ア　要綱別紙１の第８の２の（１）の実施状況の確認結果の通知については、別記１－３に定めるとおりとする。

イ　要綱別紙１の第８の２の（２）の報告について、市町村長は12の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第２－１号又は様式第２－７号の実施状況確認報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ウ　要綱別紙１の第８の２の（３）の報告は、様式第２－２号又は様式第２－８号を作成し、当該事業を実施した翌年度の５月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

17　証拠書類の保管

（１）都道府県知事及び市町村長は、次に掲げる交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を本交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

ア　予算書及び決算書

イ　本交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ　その他本交付金に関する書類

（２）本交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

ア　本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ　金銭出納簿

ウ　領収書等支払を証明する書類

エ　財産管理台帳

オ　その他本交付金に関する書類

18　財産の管理等

（１）対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「財産処分」という。）を地方農政局長等の承認を受けずに行ってはならない。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年４月30日農林省令第18号）別表（第５条関係）に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（２）対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。なお、（１）に定める処分制限期間の期

間内において、地方農政局長等の承認を受けて、財産処分を行ったことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（３）対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で（１）に定める処分制限期間を経過しない場合においては、17にかかわらず、様式第１－10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（４）（１）から（３）までに規定する財産は、次に掲げるものとする。

ア　不動産

イ　１件の取得価格が50万円以上の機械及び器具

ウ　農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第５条関係）に掲げるもの

（５）（３）に基づき整備保管すべき財産管理台帳及びその他関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

19　交付金の返還

（１）返還の免責事由

要綱別紙１の第９の１及び２において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。

（２）返還の手続

ア　市町村長は、要綱別紙１の第９の規定により対象組織が本交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した本交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙１の第９の２の規定に該当する場合、又は３の規定に該当し、かつ、記載誤りが故意によらない軽微なものと地方農政局長等が認める場合は、当該年度以降の本交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

イ　市町村長はアにより対象組織から本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成額を国に返還するものとする。

ウ　市町村長は、アの場合で要綱別紙１の第９の３の規定による場合は、その返還等の計画及び実績について、様式第２－３号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

エ　都道府県知事は、ウの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第２－４号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

オ　市町村長は、アの場合で要綱別紙１の第９の２の規定により、防災・減災地域共同活動を実施する場合は、その計画を、様式第２－３号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

カ　都道府県知事は、オの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第２－４号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

第２　本交付金に係る基本方針等の作成

１　基本方針及び促進計画の策定

（１）法に基づく基本方針の策定

ア　要綱別紙２の第１の１の法に基づく基本方針（以下「法基本方針」という。）の様式は、多面支払実施要領様式第２－10号とする。

イ　都道府県が法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払交付金）、第３号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第４号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙２の第１の１の法基本方針は、それらの事業と併せて作成するものとする。

ウ　都道府県知事は、要綱別紙２の第１の１の（２）の同意を得ようとするときは、多面支払実施要領様式第２－11号の申請書に法基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

エ　地方農政局長等は、ウにより法基本方針の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を都道府県知事に通知するものとする。

オ　都道府県知事は、法基本方針を変更しようとするときは、ウ及びエの手続に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

（２）法に基づく促進計画の作成

ア　要綱別紙２の第１の２の促進計画の様式は、多面支払実施要領様式第２－12号とする。

イ　当該市町村が法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払交付金）、第３号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第４号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙２の第１の２の促進計画は、それらの事業と併せて作成するものとする。

ウ　市町村長は、要綱別紙２の第１の２の（２）の同意を得ようとするときは、多面支払実施要領様式第２－13号の申請書に促進計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

エ　都道府県知事は、ウにより促進計画の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を市町村長に通知するものとする。

オ　市町村長は、促進計画を変更しようとするときは、ウ及びエの手続に準じて、都道府県知事の同意を得るものとする。

（３）要綱基本方針の策定

ア　要綱別紙２の第１の３の要綱基本方針は、様式第２－５号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

（ア）要綱別紙２の第１の３の（１）のアの本交付金による取組の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。

（イ）要綱別紙２の第１の３の（１）のイの(ｱ)の本交付金に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記１－１の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記１－２の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びそ

の内容について記載する。

（ウ）要綱別紙２の第１の３の（１）のイの(ｲ)の交付単価については、本交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。

（エ）要綱別紙２の第１の３の（１）のイの(ｳ)の交付金の算定の対象とする農用地については、以下を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存する農用地以外の農用地をいう。）の考え方について記載することができるものとする。

a　生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地

b　地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

（オ）要綱別紙２の第１の３の（１）のウの地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。

イ　都道府県知事は、要綱別紙２の第１の３の（２）の同意を得ようとするときは、様式第２－６号の申請書に要綱基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ　地方農政局長等は、イにより要綱基本方針の提出があった場合は、その内容を確認し、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合は、速やかに、同意の旨を都道府県知事に通知する。

エ　都道府県知事は、要綱基本方針を変更しようとするときは、イ及びウの手続に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

オ　都道府県知事は、要綱別紙２の第１の３の（１）のアからエまでの内容のほか、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年４月１日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）別紙１の第１の５、第２の５及び第３の４に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることができる。

２　事業実施計画の策定

（１）要綱別紙２の第２の１の都道府県知事が作成する事業実施計画書の様式は、様式第２－４号とする。

（２）要綱別紙２の第２の３の市町村長が作成する事業実施計画書の様式は、様式第２－３号とする。

（別記1－1）

国が定める活動指針及び活動要件

第１　国が定める活動指針

活動指針は、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、その具体的な項目を示すものである。

第２　国が定める活動要件

活動指針に基づき、防災・減災地域共同活動に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

１　防災・減災地域共同活動に係る費用は、原則として工事１件当たり 200 万円未満とする。

２　都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事１件あたり 200 万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。

３　２の場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第３　活動の説明

活動区分		活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	排水路	１　排水路の補修	原則として工事１件当たり 200 万円未満とする。また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事１件当たり 200 万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		２　排水路の更新等	

第４　活動の説明

１　排水路の補修

（１）排水路本体

ア　排水路の破損部分の補修

ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、排水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

イ　排水路の老朽化部分の補修

目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、排水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

ウ　排水路側壁の嵩上げ

水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、排水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

エ　既設排水路の再布設

水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、既設排水路の再布設による対策を行うこと。

（２）附帯施設

ア　集水枡、分水枡の補修

集水桝、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

イ　ゲート、ポンプの補修

ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

ウ　安全施設の補修

排水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

２　排水路の更新等

（１）排水路本体

ア　素堀り水路からコンクリート水路への更新

排水路法面の崩壊や土砂の堆積等により通水機能が喪失している場合や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の排水路に更新するなどの対策を行うこと。

イ　排水路の更新

排水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、排水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

（２）附帯施設

ア　ゲート、ポンプの更新

老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

イ　安全施設の設置

排水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

（別記１－２）

都道府県が策定する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン

第１　基本的考え方

本交付金は、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、別記１－１の国が定める活動指針及び要件を基礎として、都道府県が策定する地域活動指針と同指針に基づき都道府県が定める要件に基づき実施する。

また、別記１－１の第２に定める要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。

なお、多面支払実施要領第２の２の（１）に基づき策定した地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、本交付金の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件とみなすことができるものとする。この場合、対地域活動指針及び同指針に基づき定める要件中「水路」とあるのは「田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の排水路」と読み替えるものとする。

第２　地域活動指針策定の考え方

地域活動指針は、施策の趣旨･目的、自然条件及び防災・減災地域共同活動の実態などの地域特性等を十分に踏まえた上で策定するものとし、具体的な考え方は次のとおりとする。

１　別記１－１の国が定める活動指針及び活動要件は、一般的な活動を整理したものであり、地域の状況に応じて対象施設・対象活動に関する指針を策定することができる。

２　地域の状況に応じて、排水路に係る施設や対象活動を追加することができる。この場合、当該活動については、対象組織が管理する排水路の防災・減災のための活動を行った上で、本交付金の範囲の中で実施することができる旨を記載する。

第３　地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方

防災・減災地域共同活動に係る地域活動指針において定める要件については、別記１－１の第２に定める要件に加え、活動の実態や施設の老朽化の進行状況等を十分に踏まえた上で、必要に応じて、工事１件当たり200万円以上の活動を実施する場合の要件を設定することができる。具体的には、工事１件あたり200万円以上の活動を実施することができる対象施設・対象活動、内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件、都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容など必要な要件を設定することができる。

（別記１－３）

市町村が行う対象組織の防災・減災地域共同活動の実施状況等の確認について

第１　防災・減災地域共同活動の実施状況の確認

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている防災・減災地域共同活動の実施状況の確認について、以下により行うものとする。

１　書類確認

（１）市町村長は、防災・減災地域共同活動に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。

（２）書類確認は、実施状況確認チェックシート（別記１－３様式第１号）を活用して実施する。

２　現地確認

（１）現地確認の方法

ア　市町村長は、防災・減災地域共同活動に取り組む全ての対象組織について、当該対象組織の活動期間中に一回以上現地確認を実施する。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、防災・減災地域共同活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記１－３様式第２号）を作成する。

（２）現地確認の事前準備等

ア　市町村長は、対象組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ、具体的な計画を策定するものとする。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

（３）現地確認

ア　現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、（１）のイの防災・減災地域共同活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記１－３様式第２号）を活用しつつ、防災・減災地域共同活動の実施状況を確認する。

イ　現地確認に当たっては、必要に応じて対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めることができるものとする。

第２　農地維持支払交付金を受けずに行う施設の保全管理活動の実施状況確認

市町村長は、多面支払実施要領第１に規定する農地維持支払交付金を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う対象組織について、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の実施状況について、以下のとおり、現地確認を行うものとする。

１　現地確認の方法

（１）市町村長は、農地維持支払交付金の交付を受けずに防災・減災地域共同活動を行うすべての対象組織について、防災・減災地域共同活動支払交付金の対象農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り等により確認を行う。

（２）市町村長は、あらかじめ、遊休農地調査の調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

（３）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、活動計画書に定められた対象農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認に必要な事項について、認定農用地確認野帳（多面支払実施要領別記３－１様式第２号）を作成する。

２　現地確認の事前準備等

（１）市町村長は、対象農用地及び対象施設の保全管理状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

（２）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

（３）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、対象農用地の範囲が確認可能な図面を整備するものとする。

３　現地確認

（１）現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、１の（３）の認定農用地確認野帳により所要の事項を確認する。

（２）現地確認に当たっては、必要に応じて、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会いを求めることができるものとする。

第３　確認結果の通知等

市町村長は、第１及び第２の書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第２－３号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、対象組織に必要に応じて送付する。

第４　確認業務の委託

市町村長は、第１及び第２の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができる。ただし、この場合においても、市町村長は委託を受けた組織において確認業務が適切に行われていることについて確認するものとする。

１　法人格を有していること。

２　実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

３　実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

４　対象組織の構成員でないこと。

（別記１－３様式第１号）
【市町村から都道府県に提出するもの】　　農林水産省様式

実施状況確認チェックシート（書類確認用）

確認年月日：　年　月　日

市町村名		確認者 （所属、氏名）	
対象組織名			

１．活動の実施状況等の確認

事項			確認項目とその内容	確認結果
認定農用地等			○保全管理状況の確認（書類上の確認） （確認内容） 遊休農地に関する措置の状況に関する調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。	
実施状況報告書等	収支実績	収入	（確認内容） 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。	
		支出	（確認内容） 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。	
	事業の成果	全体	（確認内容） 活動計画書に位置付けた活動項目について、「計画」欄及び「実施」欄に記載の漏れがないことを確認。	
			（確認内容） 総会が開催されていることを議事録等により確認。	
		地域防災・減災共同活動	（確認内容） 実施内容について、実施状況報告書等により活動が実施されていることを確認。	
金銭出納簿		全体	（確認内容） 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。	
		地域防災・減災共同活動	（確認内容） 金銭出納簿により、防災・減災整備計画に位置付けていない工事が、工事１件当たりの上限額を超えていないことを確認。	
都道府県が定めた要件			地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 （確認内容） 独自の要件が達成されていることを実施状況報告書等により確認。	

（注１）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年４月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づく調査のこと。（平成24年12月25日までは「耕作放棄地全体調査」として実施。）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と重複のあった農用地については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。
（注２）上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

２．所見

（別記１－３様式第２号）

【市町村から都道府県に提出するもの】　　農林水産省様式

防災・減災地域共同活動
実施状況確認チェックシート（現地確認用）

確認年月日：　年　月　日

市町村名		確認者 （所属、氏名）	
対象組織名		現地確認立会人	

現地確認結果

施工箇所・延長について、現地で確認（延長については図測でも可能）。

（１）防災・減災地域共同活動に係る実施状況の確認

活動項目	内容	本年度の事業量	確認結果	備考

注１：事業量は、実施状況報告書（様式１－８号）の実施欄に記入されている事業量を記入する。

注２：地下に埋設されるなど現地で活動の実施状況を確認できない施設については、納品書、写真等で確認する。

（２）所見

注：実施状況報告の事業量と合致しない場合は、現地で確認した事業量に修正して、実施状況報告書の再提出を求める旨を記入する。

（別記１－４様式第１号）

【参加集落（活動組織）から運営委員会に提出するもの】　　農林水産省様式

年度　防災・減災地域共同活動交付金に係る

実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（○○集落）

加集落（活動組織）	実施計画	策定日	年　月　日	策定者	○○集落　　○○　○○
		【防災・減災地域共同活動】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「－」を記入する。			
	活動報告	報告日	年　月　日	報告者	○○集落　　○○　○○
		活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「ー」を記入する。			
運営委員会	活動報告の確認	確認日	年　月　日	確認者	○○運営委員会　　○○　○○
		①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される書類等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「○」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入する。			

防災・減災地域共同活動交付金

活動区分		活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
				活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
実践活動								

※参加集落（活動組織）が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会が組織全体として取りまとめた実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

防災・減災地域共同活動交付金実施要領　様式集

番　号	様式名	作成者	申請 （提出）先
活動組織、広域活動組織の作成書類			
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村
1-4	防災・減災整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村
1-6	多面的機能支払交付金、防災・減災地域共同活動支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート	活動組織 広域活動組織	市町村
1-7	多面的機能支払交付金、防災・減災地域共同活動支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村
1-8	防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書、防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書、環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織	市町村
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	－

防災・減災地域共同活動交付金実施要領　様式集

番　号	様式名	作成者	申請 （提出）先
市町村・都道府県の作成書類			
2-1	防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県
2-2	防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国
2-3	防災・減災地域共同活動支払交付金事業実施計画書（実績報告書）の提出について	市町村	都道府県
2-4	防災・減災地域共同活動支払交付金事業実施計画書（実績報告書）の提出について	都道府県	国
2-5	多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	都道府県	国
2-6	多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の同意申請書	都道府県	国
2-7	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書、防災・減災地域共同活動支払交付金、中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書、環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県
2-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書、防災・減災地域共同活動支払交付金、中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書、環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国

（様式第１－１号（多面支払実施要領様式第１－１号と共通））
【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

令和7年4月1日

○○市長　殿

○○・・・・・・活動組織
○○　○○

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

１　事業計画

２　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■　１号事業（多面的機能支払交付金、防災・減災地域共同活動支払交付金）

□　２号事業（中山間地域等直接支払交付金）

□　３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

３　その他

□　都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記１から３までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□　※に該当するため、書類の添付を省略する。

（様式第１－２号（多面支払実施要領様式第１－２号と共通））
【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和7年4月1日
○○・・・・・・・活動組織

１　多面的機能発揮促進事業の目標

１．現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

２．目標

（例）１を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

２　多面的機能発揮促進事業の内容

（１）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

１号事業（多面的機能支払交付金）		
	○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	○	法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金、防災・減災地域共同活動支払交付金）
	２号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

（２）活動の内容等

①　１号事業

１）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

（例）　活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」及び「２．実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

２）活動の内容

（例）
イ　活動計画書「３．活動の計画」の「（１）農地維持支払」に記載のとおり。
ロ　活動計画書「３．活動の計画」の「（２）資源向上支払（共同）」及び「（３）資源向上支払（長寿命化）」並びに「防災・減災地域共同活動支払」に記載のとおり。

３　多面的機能発揮促進事業の実施期間

（例）活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

４　農業者団体等の構成員に係る事項

（例）「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記６－１活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

＜施行注意＞

記入内容が様式第１－３号と重複する場合は、「２（１）②実施区域」、「２（２）活動の内容等」、「３　多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「４　農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

（様式第１－３号）

【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

令和7年4月1日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、防災・減災地域共同活動支払に係る活動計画書、
中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	
組織名	○○・・・・・・活動組織
（ふりがな）	
代表者氏名	○○　○○
（ふりがな）	
所在地	○○県○○市○丁目

Ⅰ.地区の概要（共通）

＜活動の計画＞

□	Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）	別紙
■	１号事業（防災・減災地域共同活動支払）	別紙１
□	Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
□	Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
□	Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（　）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（　）書で上段に記載するものとする。

（別紙1）

防災・減災地域共同活動支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅰ． 地区の概要

1．活動期間

活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
○年度	○年度	5 年		

2．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

Ⅱ． １号事業（防災・減災地域共同活動支払）

1．交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	*a*	*4,400* 円/*10a*	円
畑	*a*	*2,000* 円/*10a*	円
草地	*a*	*400* 円/*10a*	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	*a*		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合※１は○（単価×5/6） ⇒

※1　ただし、令和６年度に多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）を行っている場合は、同年度を含む当該活動期間中に限り、広域活動組織になるための要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒

集落数×200万円

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

防災・減災地域共同活動支払　*a*

２．活動の計画

●対象となる施設は、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設です。

●工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第１－４号「防災・減災整備計画書」を作成し、添付してください。なお、１つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。
※施設単位は「km」とします。
　ゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「１箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量
施設区分	活動項目	内容	（各単位）
この線より上に行を挿入してください。			

☆直営施工の実施方針について　□ 全部直営施工又は一部直営施工を実施する　□ 直営施工は実施しない

☆該当する流域治水プロジェクト名

☆保全管理する区域内に存在する集落数　　集落

※該当する流域治水プロジェクト名及び保全管理する区域内に存在する集落数は、市町村担当者と相談の上、記入してください。

（別添１）

実施区域位置図

組織名称：

■ １号事業（多面支払、防災・減災）　□ 2号事業（中山間直払）　□ ３号事業（環境直払）

○○・・・・・・活動組織

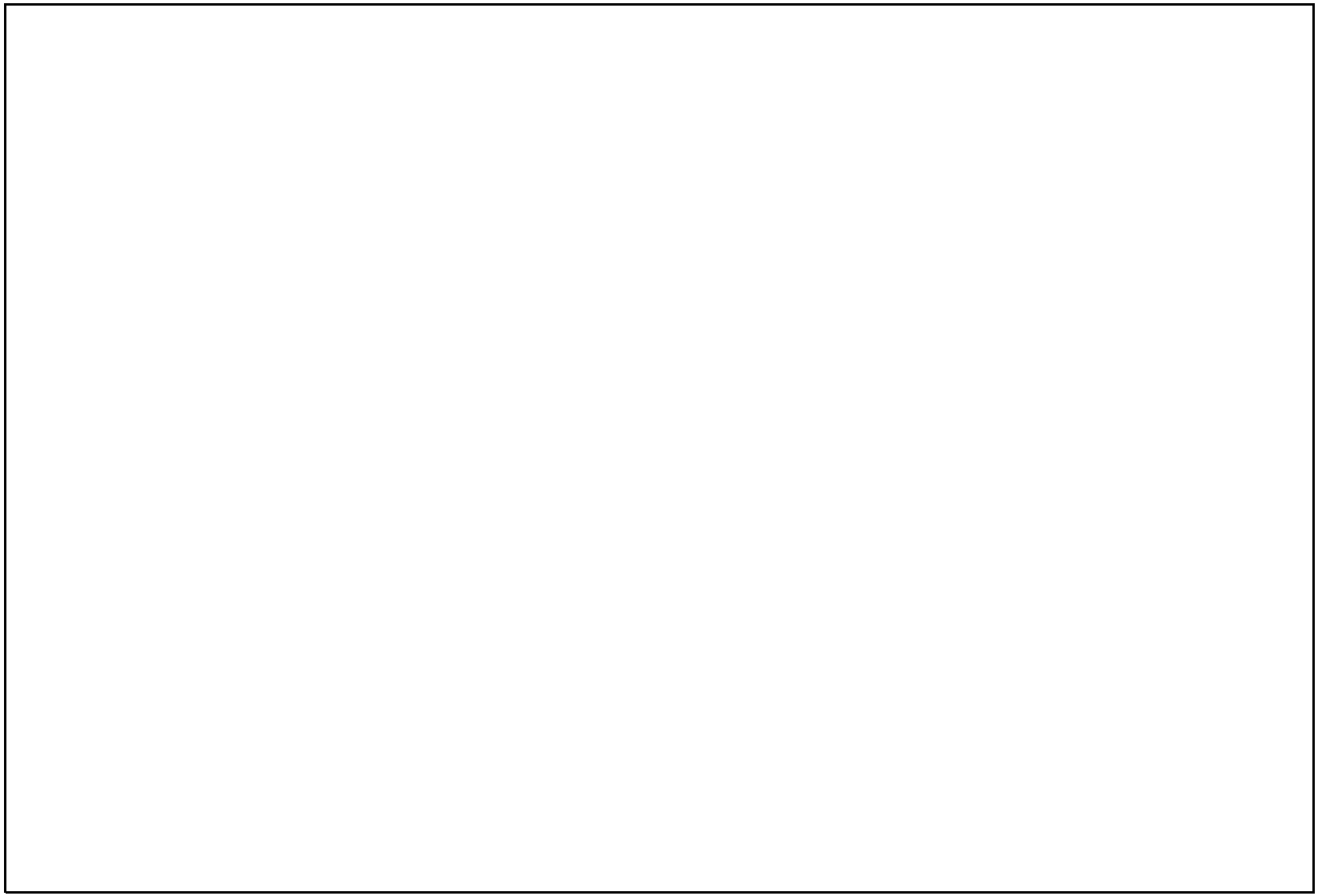

（様式第１－４号）

農林水産省様式

【活動組織から市町村に提出するもの】

○年○月○日

組織名：　○○・・・・・・活動組織

防災・減災整備計画書

＜留意事項＞
活動計画書の防災・減災地域共同活動において、工事１件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、１つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考え、１件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（１）施設の機能診断結果及び防災・減災地域共同活動の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果（劣化状況等）	防災・減災地域共同活動の内容	数量	実施年度	工事１件あたりの概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※　改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※　延長は小数点以下第２位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

（２）　施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、防災・減災地域共同活動を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

（様式第１－５号（多面支払実施要領様式第１－５号と共通））

【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙２の第５の５の（１）のカ、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙１の第５の（４）のアの(ｴ)に基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動、防災・減災地域共同活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第１条　活動組織が行う多面的機能支払交付金及び防災・減災地域共同活動支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（１号事業）」のⅠに定めるとおりとする。

２　活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとし、防災・減災地域共同支払交付金により行う活動は、別添「防災・減災地域共同活動支払に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第２条　活動組織は、工事の施工に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

３　活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第３条　この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書２通を作成し記名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

○○・・・・・・活動組織
住　所　　○○県○○市○丁目
代　表　　○○　○○

○○土地改良区
住　所　　○○県○○市○○丁目
理事長　　○○○○

（様式第１－６号（多面支払実施要領様式第１－11号と共通））

農林水産省様式

申請時記入日：　　年　　月
報告時記入日：　　年　　月

多面的機能支払交付金、防災・減災地域共同活動支払交付金　環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）　チェックシート

組織名：○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の適正な保管	☑	□	□
②	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	□	□

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合** 農薬の適正な使用・保管	□	□	□
④	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 農薬の使用状況等の記録・保存	□	□	□

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	**活動組織で作業機械等を所有している場合** 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	□	□
⑥	**活動組織で作業機械等を所有している場合** 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	□	□

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	**全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く）** 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	□	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		□	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑨	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合** 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
⑩	**生態系への影響が想定される工事等を実施する場合** 生態系に配慮した事業実施に努める	□	□	□

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑪	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		□	□
⑫	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 関係法令の遵守		□	□
⑬	**活動組織で作業機械等を所有している場合** 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	□	□	□
⑭	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 正しい知識に基づく作業安全に努める		□	□

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのｄ及び第４の１の（３）の活動をいう。

※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

（様式第１－７号（多面支払実施要領様式第１－７号と共通））　　農林水産省様式

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：

○○・・・・・・活動組織

7 年度　多面的機能支払交付金、防災・減災地域共同活動支払 金銭出納簿

★「分類」欄は、分類番号（１～７）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を、防災・減災地域共同活動に係る収支は「３」を必ず入力してください。区別ができない収支は「１」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に〇を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

★活動ごとの人数や活動者単位の活動時間等を記録した、支払額の根拠となる資料は組織内で保管しておいてください。

日付	分類	内　　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
この線より上に行を挿入してください。										
合　　計										

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。

【集計】　　1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

【集計】　　2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

【集計】　　3 防災・減災地域共同活動（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内　　容　　（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、防災・減災地域共同活動支払交付金、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（砕石、砂利、ｾﾒﾝﾄなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

（様式第１－８号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

〇〇市 長　殿

〇〇・・・・・・活動組織

〇〇　〇〇

　　年度　防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書

防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙１の第５の（７）に基づき、防災・減災地域共同活動支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

（別添）

防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称	○○・・・・・・活動組織

＜○年度　収支実績　　○年○月○日現在＞

	項　　目	金額	備　考
収入の部	前年度からの持越金		
	防災・減災地域共同活動支払交付金		
	利子等		
	合　　計		

	項　　目	金額	備　考
支出の部	支出総額		
	日当		
	外注費		
	その他		
	返還		
	次年度への持越金		
	合　　計		

1． 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日

2． 防災・減災地域共同活動交付金に係る事業の成果

※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。

※施設単位は「km」とします。

ゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、

「１箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

計画				実績				
施設区分	活動項目	内容	延べ数量（km,箇所）	完成数量（km,箇所）			直営施工の該当	調査・設計等のみ
				前年度まで	本年度	合計		
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。								

以下に当てはまる場合は○を記入してください。

甚大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（○○水路等）及び具体の活動内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

（様式第１－９号（多面支払実施要領様式第１－９号と共通）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

報告年月日	年　月　日

名　　称	
代表者名	

〇〇〇〇市町村長　殿

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
防災・減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出（報告）について

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10及び防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙1の第5の（7）並びに環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月１日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1　〇〇年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
　　防災減災地域共同活動支払交付金に係る実施状況報告書

（環境負荷低減への支援を受ける場合）

□　実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。

□　実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。

□　実施経過報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

（注1）該当する項目の□に■を入れる。
（注2）実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。
（注3）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

2　〇〇年度　環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

□　実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため共通様式第3号（別紙）を省略し生産記録等のみを提出します。

□　実施状況報告書から変更があったので共通様式第3号（別紙）のとおり報告します。

（注1）該当する項目の□に■を入れる。
(注2)関係書類として共通様式第3号（別紙）の営農活動計画書に準じた営農活動実績報告書を作成すること。

（様式第１－10号）
【活動組織が作成･保管するもの】

農林水産省様式

財 産 管 理 台 帳

市町村名		対象組織名		活動期間	年度　～　年度

事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							国費分	地方費分	その他					
計														

注１：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注２：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注３：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注４：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注５：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注６：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

（様式第２－１号）
【市町村から都道府県に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

○○都道府県知事　殿

○○市町村長

○○ 年度　防災・減災地域共同活動交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙1の第8の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1．実施状況確認表（別紙）

（注）　確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書、市町村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

（様式第２－２号）
【都道府県から国に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

〔地方農政局長（北海道にあっては
農村振興局長、沖縄県にあっては
内閣府沖縄総合事務局長）〕殿

○○都道府県知事

○○ 年度　防災・減災地域共同活動交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙1の第8の2に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。

記

1．対象組織実施状況整理表（別紙）

（別紙）

実施状況確認表

○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	活動期間		対象農用地面積					収入の部（円）				支出の部（円）						防災・減災地域共同活動		甚大な自然災害による特例措置の適用の有無
			防災・減災地域共同活動		防災・減災地域共同活動					防災・減災地域共同活動				防災・減災地域共同活動								
			活動開始年度	活動終了年度	田（ａ）	畑（ａ）	草地（ａ）	計（ａ）	うち農振農用地区域外面積（ａ）	前年度からの持越金	防災・減災地域共同活動交付金	利子等	合計	日当	外注費	その他	返還	次年度への持越金	合計	排水路の補修（ｋｍ）	排水路の更新等（ｋｍ）	
合計		組織																				

（注1）補修及び更新等の欄においては、施工完了した数量を記載するものとする。

（様式第２－３号）
【市町村から都道府県に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

○○都道府県知事　　殿

○○市町村長

○○　年度　防災・減災地域共同活動支払交付金事業
実施計画書（実績報告書）の提出について

防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙2の第2の3の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　事業実施計画書（実績報告書）（別紙1）
2. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　返還等実施計画表及び返還等実績報告表（別紙2）
3. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表（別紙3）
4. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　特例措置適用実績報告表（別紙4）

〈施行注意〉

1.　実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙2の第2の3」を「別紙1の第8の1の（1）」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書（別紙1）」を添付するものとする。

2.　事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書（変更）」、「別紙2の第2の3」を「別紙2の第2の4」に置き換え、事業実施計画書（変更）を添えて提出するものとする。

3.　実施要領第1の18の(2)のウに該当する市町村は、事業実施計画書に（別紙2）を添えて提出するものとする。

4.　実施要領第1の18の(2)のオに該当する市町村は、事業実施計画書に（別紙3）を添えて提出するものとする。

5.　実施要領第1の2の(3)に該当する市町村は、実績報告書に（別紙4）を添えて提出するものとする。

（別紙1）

○○ 年度 防災・減災地域共同活動支払交付金事業実施計画書（実績報告書）

1. 事業の目的

2. 事業計画（実績）及びその内容

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額（事業費）	交付上限額（ 国 費 ）	備考
田　①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑　②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地　③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に存在する集落数　④	(円/集落)	集落	円	円	
計　①＋②＋③＋④		a	円	円	
交付額			交付額（事業費） 円	交付額（国費） 円	

（注1）区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

（注2）1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

（注3）相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額（事業費）：○○円】、【相殺額（国費）：○○円】）

3. 経費の配分

区　分	交付金に係る事業に要する経費（交付金に係る事業に要した経費）	負担区分		
		国　費	都道府県費	市町村費
防災・減災地域共同活動支払交付金	円	円	円	円

4. 事業の完了（予定）年月日　　〇〇年〇月〇日

5. 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
防災・減災地域共同活動支払交付金	円	円	円	円	

＜施行注意＞

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を（）書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

（別紙2）
1．返還等実施計画表
○年度

（単位：円）

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
											年度　防災・		
合計											#VALUE!		
											#VALUE!		

（注1）上段に事業費、下段に国費を記載すること。
（注2）返還等を完了した組織については、記載しないこと。
（注3）備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

2. 返還等実績報告表

○年度

（単位：円）

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還額	本年度の相殺額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計													

（注1）上段に事業費、下段に国費を記載すること。
（注2）本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。
（注3）備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。
（注4）本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

（別紙3）

1．相殺交付等実施計画表【防災・減災地域共同活動交付金】

都道府県名	市町村名	対象組織名	防災・減災地域共同活動支払交付金における返還等の該当の有無	返還相当（予定）総額	地目	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	返還等方法（注3）	相殺交付額 前年度までの相殺交付額（円）	本年度の相殺交付（予定）額（円）	次年度以降の相殺交付（予定）額（円）	備　考
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
合計				（事業費）																													
				《国　費》																													

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なし と記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上支払（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2．相殺交付等実績報告表【防災・減災地域共同活動交付金】

都道府県名	市町村名	対象組織名	防災・減災地域共同活動支払交付金における返還等の該当の有無	返還相当総額	地目	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積（a）（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	返還等方法（注3）	相殺交付額 前年度までの相殺交付額（円）	本年度の相殺交付額（円）	次年度以降の相殺交付（予定）額（円）	備　考
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				（事業費）	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
				《国　費》	田																												
					畑																												
					草地																												
					小計																												
合計				（事業費）																													
				《国　費》																													

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なし と記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上支払（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還年度を記載すること。

（別紙4）
特例措置適用実績報告表
○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

（注1）甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
（注2）活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
（注3）特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名（○○水路等）及び具体の内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

（様式第２－４号）
【都道府県から国に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）　　殿

○○都道府県知事

○○　年度　防災・減災地域共同活動支払交付金事業
実施計画書（実績報告書）の提出について

防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙2の第2の1に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　事業実施計画書（実績報告書）（別紙1）
2. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　市町村への交付金交付計画書（実績報告書）（別紙2）
3. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　返還等実施計画表及び返還等実績報告表（別紙3）
4. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表（別紙4）
5. ○○年度防災・減災地域共同活動交付金　特例措置適用実績報告表（別紙5）

〈施行注意〉

1.　実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙2の第2の1」を「別紙1の第8の1の（2）」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書（別紙1）」及び「市町村への交付金交付実績報告書（別紙2）」を添付するものとする。

2.　事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書（変更）」、「別紙2の第2の1」を「別紙2の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書（変更）」に置き換え、「事業実施計画書（変更）（別紙1）」及び「市町村への交付金交付計画書（変更）（別紙2）」を添えて提出するものとする。

3.　実施要領第1の18の（2）のエに該当する都道府県は、事業実施計画書に（別紙3）を添えて提出するものとする。

4.　実施要領第1の18の（2）のカに該当する都道府県は、事業実施計画書に（別紙4）を添えて提出するものとする。

5.　実施要領第1の2の（3）に該当する市町村が存在する都道府県は、実績報告書に（別紙5）を添えて提出するものとする。

（別紙1）

○○ 年度 防災・減災地域共同活動交付金事業実施計画書（実績報告書）

1. 事業の目的

2. 事業計画（実績）及びその内容

防災・減災地域共同活動交付金

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額（事業費）	交付上限額（ 国 費 ）	備考
田　①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑　②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地　③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に存在する集落数　④	(円/集落)	集落	円	円	
計　①＋②＋③＋④		a	円	円	
交付額			交付額（事業費） 円	交付額（国費） 円	

（注1）区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。
（注2）1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。
（注3）相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額（事業費）：○○円】、【相殺額（国費）：○○円】）

3. 経費の配分

区　分	交付金に係る事業に要する経費（交付金に係る事業に要した経費）	負担区分			備考
		国　費	都道府県費	市町村費	
防災・減災地域共同活動交付金	円	円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了（予定）年月日　　○○年○月○日

5. 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
防災・減災地域共同活動交付金	円	円	円	円	

＜施行注意＞

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を（）書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

●多面的機能支払交付金交付要綱別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、「3. 経費の配分」の国費額及び「5. 収支予算（収支精算）」の国庫負担金の本年度予算額の記入を省略することも可能とする。

（別紙2）
市町村への交付金交付計画書（実績報告書）

交付先	防災・減災地域共同活動交付金		備考
	交付額（円）		
	事業費	国費	
合　計			

注：交付先には市町村名を記載するものとする。

＜施行注意＞
実績報告の際には、「交付上限額」を「交付額」に置き換えるものとする。

（別紙3）
1. 返還等実施計画表
○年度

（単位：円）

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計													

（注1）上段に事業費、下段に国費を記載すること。
（注2）返還等を完了した組織については、記載しないこと。
（注3）備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

2. 返還等実績報告表

○年度

（単位：円）

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還額	本年度の相殺額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計													

（注1）上段に事業費、下段に国費を記載すること。
（注2）本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。
（注3）備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。
（注4）本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

（別紙4）

1．相殺交付等実施計画表【防災・減災地域共同活動交付金】

都道府県名	市町村名	対象組織名	防災・減災地域共同活動交付金における返還等の該当の有無	防災・減災地域共同活動交付金の返還相当（予定）総額	地目	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	返還等方法（注3）	相殺交付額 前年度までの相殺交付額（円）	本年度の相殺交付（予定）額（円）	次年度以降の相殺交付（予定）額（円）	備　考
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
合計				（事業費）																														
				《国　費》																														

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上支払（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2．相殺交付等実績報告表【防災・減災地域共同活動交付金】

都道府県名	市町村名	対象組織名	防災・減災地域共同活動交付金における返還等の該当の有無	防災・減災地域共同活動交付金の返還相当総額	地目	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	年度 交付上限額合計（円） 面積(a)（注1）	交付単価（円/10a）	交付上限額（円）	交付額（円）	返還相当額（円）（注2）	返還等方法（注3）	相殺交付額 前年度までの相殺交付額（円）	本年度の相殺交付額（円）	次年度以降の相殺交付（予定）額（円）	備　考
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				（事業費）	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
				《国　費》	田																													
					畑																													
					草地																													
					小計																													
合計				（事業費）																														
				《国　費》																														

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上支払（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還年度を記載すること。

（別紙５）
特例措置適用実績報告表
○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

（注1）甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
（注2）活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
（注3）特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名（○○水路等）及び具体の内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

（様式第２－５号（多面支払実施要領様式第２－６号と共通））
【都道府県から国に提出するもの】　　農林水産省様式

〇〇県

多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

１．取組の推進に関する基本的考え方

２．農地維持支払交付金に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．地域資源の基礎的保全活動

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．地域資源の基礎的保全活動

区　分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番から順に付け加えること。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区　分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

〇〇県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

（４） その他必要な事項

３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１） 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

イ．農村環境保全活動

ウ．多面的機能の増進を図る活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

区　分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

イ．農村環境保全活動

区　分	
活動区分	
テーマ	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区　分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④　地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

○○県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

（２）　交付単価

①　基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

（４）　その他必要な事項

４．　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）、防災・減災地域共同活動に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①　地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．工事１件あたり２百万円以上の活動を実施する要件

a　対象施設・対象活動

b　内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

c　都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

d　その他必要な事項

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区　分	
活動区分	
施設区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

③　地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

○○県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）、防災・減災地域共同活動に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

（３）その他必要な事項

５．広域協定の規模

○○県内においては、○○○○の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が○○ha 以上（又は協定に参加する集落が○○集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

６．地域の推進体制

（１）基本的な考え方

（２）関係団体の役割分担

（３）その他必要な事項

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

※（必要に応じて）変更前の多面的機能支払の実施に関する基本方針等

＜参考1＞

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	○○県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
１．法基本方針の策定				
２．促進計画の策定				
３．第三者機関の設置、運営				
４．要綱基本方針の策定				
５．（１）事業計画の指導、審査				
（２）事業計画の認定				
（３）長寿命化整備計画の協議				
６．（１）広域協定の指導、審査				
（２）広域協定の認定				
７．（１）実施状況確認				
（２）実施状況報告				
８．推進・指導				
（１）活動組織等への説明会				
（２）活動に関する指導、助言				
（３）推進に関する手引きの作成				
（４）活動組織を支援する組織への支援				
９．（１）交付申請書等の審査				
（２）通知・交付				
10．その他推進事業の実施に必要な事項				

（注）「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

＜参考2＞

実施体制図

※本交付金の実施体制図を記載すること。なお、体制図には本交付金の流れ（地方分も含む）、及び対象組織からの申請書類等の提出先を明記すること。

（別紙3）

○○県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）、防災・減災地域共同活動）

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分		活動項目	活動要件

第２　活動の説明

（様式第２－６号（多面支払実施要領第２－７号と共通））
【都道府県から国に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

［ 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長） ］ 殿

○○都道府県知事

多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の同意申請書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第1の3、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙2の第1の3の（2）の規定に基づき、多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針を策定（変更）したので、下記関係書類を添えて申請する。

記

1．多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

（別紙1）地域活動指針及び同指針に基づく要件（農地維持活動）
（別紙2）地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動））
（別紙3）地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）、防災・減災地域共同活動）

2．多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表（別紙）

〈施行注意〉
基本方針を変更しようとする場合は、「策定」を「変更」に置き換え、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表（別紙）」を添付するものとする。

（別紙）

多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）　新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

１．多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針（変更後）

（別紙１）地域活動指針及び同指針に基づく要件（農地維持活動）（変更後）

（別紙２）地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動））（変更後）

（別紙３）地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）、防災・減災地域共同活動）（変更後）

（様式第２－７号（多面支払実施要領様式第２－15号と共通））
【市町村から都道府県に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

○○都道府県知事　殿

○○市町村長

○○　年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
防災・減災地域共同活動交付金に係る実施状況報告書
中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第8の2の（2）及び別紙2の第8の2の（2）、防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙1の第8の2の（2）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月１日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月１日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表（別紙）
　防災・減災地域共同活動交付金実施状況確認表（別紙）
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙）
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表（別紙1及び2）

（注）1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

（様式第２－８号（多面支払実施要領様式第２－16号と共通））
【都道府県から国に提出するもの】　　農林水産省様式

番　　号
年　月　日

（地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）殿

○○都道府県知事

○○　年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
防災・減災地域共同活動交付金に係る実施状況報告書
中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第8の2の（3）及び別紙2の第8の2の（3））、防災・減災地域共同活動交付金交付等要綱別紙1の第8の2の（3）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月１日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月１日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1．多面的機能支払実施状況確認表（別紙）
　防災・減災地域共同活動交付金実施状況確認表（別紙）
2．中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙）
3．環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表（別紙1及び2）

（注）　1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。